

令和 2 年 6 月 27 日現在

機関番号：32689

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2017～2019

課題番号：17K03417

研究課題名(和文)個人請負型就業者に関する保護規制の現代的あり方：比較法的検討を通じて

研究課題名(英文) Rethinking the Regulations on the Protection of Independent Workers: A Comparative Analysis

研究代表者

大木 正俊 (OHKI, Masatoshi)

早稲田大学・法学大学院・教授

研究者番号：00434225

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,200,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、研究課題採択後に出た重要な立法および判例の分析に主眼をおいた。その成果は以下のとおりである。第一に、2017年の独立労働者の保護に関する立法では、社会保障制度などの拡張とともに、経済的従属の濫用に関する規制が導入された。経済的従属の濫用規制では、取引の拒絶や取引条件の一方的強制に制限が課せられていること、これらは当初下請関係のみを対象としていたが、適用対象の拡大傾向をみせていることが明らかとなった。第二に、2020年1月の破毀院判決では、従来労働者性を認められていなかった類型の就業者にも労働者性が認められており、労働者性の拡大傾向が認められることが明らかとなった。

研究成果の学術的意義や社会的意義

イタリア法の検討からは以下の2点を指摘できる。第一に、個人請負型について経済的従属の濫用規制が用いられているが、それは経済的従属状態にある事業者の保護を進めるというイタリア法文脈の中に位置づけられるものであるという点である。日本法との比較をするにあたっては、この文脈を意識したものとしなくてはならない。第二に、独立労働についての保護立法ができたにも関わらずイタリアでは従来の判例法理を変更してより広く労働者性を認めたことである。ここでは労働者性の前提となる「従属」概念が変化している可能性がある。

研究成果の概要(英文)：This study focused on the analysis of very recent and important legislation and sentences in Italy. The results of the study are as follows. First, the law on the protection of independent workers in 2017 has introduced, along with the expansion of the social security system, Regulations on the abuse of economic subordination. The Abuse of Economic Subordination Regulations impose restrictions on behavior of the client enterprise such as the refusal to deal, the unilateral enforcement of the terms of the deal. This regulation was initially covered only subcontracting relationships, but the scope of application has been expanding. Secondly, in the January 2020 the Italian Supreme Court has ruled that a independent contractor who had not previously been recognized as a worker was a employee. We can recognise a tendency to expand the scope of the employee in Italy.

研究分野：労働法

キーワード：社会法学 労働法 イタリア 個人就労型請負

## 様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19 (共通)

### 1. 研究開始当初の背景

研究代表者は、これまで非正規雇用(非正社員)をめぐる法制度の研究をおこなってきた、とくに非正規雇用問題において最も重要な均等待遇規制(同一労働同一賃金原則など)に研究の重心をおいていた。具体的には、(1)EUの非正社員をめぐる判例・立法、およびイタリアにおける非正社員をめぐる立法・判例の研究、さらには、(2)非正社員の均等待遇規制と間接差別規制の法的な位置づけ研究を通じて、正社員と非正社員の待遇の格差是正を正当化する法的根拠はどこにあるのか、そしてその限界はどこにあるのかを明らかにする研究をおこなってきた(「非正社員に対する均等待遇の法的根拠・意義と射程 EUとイタリアから」若手研究(B)・2010年度～2012年度・課題番号22730052および「非正社員の均等待遇規制と間接差別規制の再定位判例分析・理論分析を通じて」・2013年度～2015年度・課題番号25380081)。非正規雇用、特に均等待遇原則に関する研究の成果は、大木正俊『イタリアにおける均等待遇原則の生成と展開』(日本評論社、2016年)にまとめられている。

非正規雇用については、日本労働法学会編『講座 労働法の再生』において、非正規雇用の総論部分を担当し、論文を寄稿した(2017年刊行)。この論文では、非正規雇用について、(1)正社員との相対化および(2)非労働者との相対化という二つの相対化が進行していることなどを指摘した。すなわち、(1)非正規雇用の質的基幹化および正社員の多様化によって両者の区分は明確ではなくなっている一方で、(2)近年、個人請負型就業者などの雇用類似の就労形態が拡大しており、また、これらの雇用類似の就労形態は、職の不安定性と低廉な労働条件にあるという点などにおいて非正規雇用に近似した実態にあるといえることから、個人請負型就業者と非正規雇用の区分も不明確になっていることなどを指摘した。

そのうえで、近年、非正規雇用に関しては保護の強化(2012年労働契約法改正、2007年・2014年パートタイム労働法改正、2015年労働者派遣法改正など)が行われているものの、(1)多様化する正社員や非雇用形態である個人請負型就業者を対象とした包括的な制度設計がなされていないこと(非正規雇用の規制の延長線上に後者の個人請負型就業者などを対象とした規制が必要なことについては水町勇一郎「非正規雇用と法」長谷部恭男ら編『岩波講座現代法の動態 第3巻社会変化と法』(岩波書店、2014年)51頁も参照)および(2)より根源的な問題として、今後個人請負型就業者にまで保護を拡大するのであれば、労働法規範の根拠を労働者の従属性に求めてきたこれまでの基礎理論についてあらためて議論をし直す必要があることなどを指摘した。

本研究は、以上の成果をふまえ、今後拡大が見込まれる個人請負型就業者の保護のあり方について比較法研究(とりわけイタリア法研究)を通じて考察するものである。

「これまでの研究」において明らかにしたように個人請負型就業者は非正規雇用と連続性をもつ働き方であるため、非正規雇用に関する規制が大きく変容した現在、個人請負型就業者の保護のあり方を改めて問い直す必要がある。情報通信技術の発展などにより企業のアウトソーシングが進む結果、企業の組織外で働く者(個人請負型就業者)が今後増加するものと予想されること(大内伸哉「ITからの挑戦 技術革新に労働法はどう立ち向かうべきか」日本労働研究雑誌663号(2015年)79頁)からすれば、この問題は大きな重要性をもつといえる。

日本ではこれまで個人請負型就業者の一種である家内労働者を対象とした家内労働法などがあったが、近年の個人請負型就業者の拡大に対応した立法はなされていない。そもそも、その実態についても十分な調査はなされておらず、日本では立法に向けた環境は未成熟である(『個人請負型就業者に関する研究会報告書』(2010年))。他方で、欧州ではオン・コール労働やパウチャー労働など新しい形態の就労が注目を集めるようになってきているが、こういった新しい形態の就労にも個人請負型就業者は多い(Eurofound, New forms of employment, Publications Office of the European Union, Luxembourg, 2015.)とりわけイタリアには新しい形態の就労に関する法規制が多く、とりわけ個人請負型就業者に関する規制が多く参考になる。

### 2. 研究の目的

本研究では、欧州、特にイタリアにおける個人請負型就業者に対する保護の規制内容および規制の趣旨・意義を明らかにすることを通じて、個人請負型就業者の保護の現代的なあり方の特徴を明らかにし、今後日本で生じることが予想される議論のための基礎的な資料を提供することを目的とする。

具体的には、欧州諸国、とりわけイタリアにおける個人請負型就業者に関する規制を題材に、(1)立法研究および(2)理論研究をおこない、保護規制の内容および趣旨・意義を明らかにする。

(1)では、まず、イタリア法を中心に個人請負型就業者に関する立法について、条文および判例を検討し、その内容を明らかにする。前記のように、イタリアは拡大する個人請負型就業者に関する規制を多く導入している国であり、また、イタリアの立法内容を本格的に研究したものはこれまでになかったことから、新たな知見が得られる可能性は高い。

(2)では、(1)で明らかにした規制内容をふまえて、個人請負型就業者の保護のあり方に関する基礎的な理論を検討することを通じて、個人請負型就業者の保護の現代的なあり方の特徴を明らかにする。具体的には、イギリス労働法学における労働市場規制論など、個人請負型就業者の拡大も視野に入れた近年の労働法の基礎理論の最新動向を参照することになる。

さらに、(1)(2)で明らかになった欧州における個人請負型就業者の保護の現代的なあり方の特徴を参考に、日本における法規制のあり方などを考察する。

### 3. 研究の方法

本研究では、採択後に進行したイタリアにおいて重要な立法および判例の動きがあったことから、当初の研究計画のうち(1)により重点をおくこととした。とりわけ、(a)2017年に立法された独立労働の保護に関する立法(2017年5月22日法律81号)の分析、および(b)2018年から2020年にかけて出されたデジタル・プラットフォームでのフードデリバリーサービスの配達員の労働者性に関する判決(Foodora事件)の分析を進めた。

具体的には、(a)については、条文の内容理解、沿革・立法趣旨の解明、過去の立法・学説などとの関連を明らかにすることなどを通じて各規制の分析をおこない、(b)については、各判決の判決内容および過去の同テーマに関する議論の蓄積を検討し、イタリア法の文脈における判決の意義を明らかにする作業をおこなった。

このほか、労働市場政策全般に関する基礎的な議論の整理、労働市場の現状に関する基礎的な環境の変化に関する分析をおこなった。

### 4. 研究成果

第一に、2017年に制定された独立労働に関する新たな保護立法の分析をおこなった。同法は、経済的従属の濫用の禁止(3条)、独創的貢献および発明に基づく独立労働者への権利の帰属(4条)、職能団体への権限委譲内容特定作業への政府への立法権限委任(5条)、職能団体所属者への母親給付、疾病給付等についての政府への立法権限委任(6条)、一部独立労働者への失業手当の給付(7条)、職業紹介等の労働市場サービスへのアクセス(10条)、安全衛生に関する規則制定の政府への立法権限委任(11条)、母親手当の対象拡大(13条)、妊娠疾病、労働災害の保護の拡大(14条)などを内容とする。

この立法で注目されるのは、経済的従属の濫用という経済法上の規制を独立労働者に及ぼしている点、従来雇用と結びついて展開されてきた社会保障・福祉制度を独立労働者にまで拡大しようとしている点や、職能団体に一定の権限を付与しようとしている点などである。これらのうち、特に注目すべきなのは3条の経済的従属の濫用の禁止である。そこで、本研究においては3条について特に詳しく検討をくわえた。同条のうち、注目されるのはその4項が、1998年法律192号9条を「矛盾しない限りにおいて」適用すると定めている点である。1998年法の9条は、下請関係において経済的従属の濫用を禁止したものである。具体的には、同条は販売の拒否もしくは購入の拒否、不当に厳しくもしくは差別的な契約条件の押しつけ、既存の商取引関係の恣意的な終了を例示しつつ、濫用行為全般を禁止し、約定の無効、損害賠償、差止め等の民事上の制裁を定め、また、競争当局による警告および制裁を行う場合も定められている。

この9条の適用範囲は、その後の判例によって拡大されている。学説の中には当初より広い範囲での適用を主張するものがあったが(たとえば、D. Maffei, *Abuso di dipendenza economica*, in AA. VV. (a cura di), *La subfornitura*, Giuffrè, 1998, p. 78.)、これを認めないものや中間的な解決をはかる学説もあったところ(学説については、4G. Cavallini, *Il divieto di abuso di dipendenza economica e gli strumenti del "nuovo" diritto civile a servizio del lavoro autonomo* in G. Zilio Grandi e M. Biasi (a cura di), *Commentario breve allo Statuto del Lavoro Autonomo e del Lavoro Agile*, CEDAM, 2018, p289 ss.)。判例はいくらかの揺れをみせたもののあらゆる企業間の取引に適用するという広い範囲の解釈を採用した(Cass. Sez. Un. 25 novembre 2011, n. 24906, in *Foro it.*, 2012, I, c. 805.)。このような判例の発展の文脈からすると、2017年法3条の規定は、判例により拡大されてきた1998年法の経済的従属の濫用規制の適用範囲がさらに拡大されたものと位置づけることができよう。また、これとは別に雇用関係(労働契約)においては、信義則などの一般条項を用いた契約内容の規制が従来からおこなわれており、同法3条は、雇用関係におけるこの発展を一般条項という形ではなく、経済的従属の濫用規制という形で独立労働にまで及ぼしたものとみることができそうである。

このようなイタリア法の状況は日本の個人請負型就労者の保護を考える上でも示唆的である。

第二に、イタリアで注目を集めていたプラットフォーム・ワーカーの労働者性に関する事件の分析である。この事件では、スマートフォンアプリなどを利用したフードデリバリーの配達員の労働者性が問題となったものである。2018年一審では1980年代から1990年代にかけて出されたバイク便宅配員(pony express事件)の労働者性を否定した判例を踏襲し、配達員の労働者性を指定したが、2019年の第二審では労働者保護の一部を適用することを認め、2020年1月の破毀院判決においては、全面的な労働者性を認めるというスリリングな展開をみせた。

直近に出された判決のため、その評価をおこなうにはまだ時間が必要であるが、2020年2月上旬にイタリアで実施したインタビューにおいては、イタリアの研究者より、従前の労働者性に関する判例とは明らかに異なる判断をした点、2017年に独立労働者の保護立法が整備されたにも関わらずあえて労働者であると判断した点に意義がある判決だとの第一印象をもっているとの回答を得た。今後の課題は破毀院判決と2017年法の関係をどのように捉えるかであろう。インタビューでもイタリアの研究者が言及していたように、イタリアでは2017年法によって独立労働者に対してある程度の保護をおこなっているが、2017年法の適用される独立労働者と雇用関係にある(従属)労働者では保護の水準は大きく異なっている。今回の判決は、イタリアにおいては従来は労働者と捉えられてこなかった者を労働者として保護する姿勢をみせたものと理解することができるが(この点も判決の精査が必要となる)、どの程度まで労働者の範囲を拡大

したものなのかを厳密に検討する必要がある。

## 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計3件（うち査読付論文 0件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 2件）

1. 著者名 大木正俊	4. 巻 700
2. 論文標題 契約締結の自由と採用の自由：締約強制を中心に（特集 民法と労働法の交錯）	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 日本労働研究雑誌	6. 最初と最後の頁 99 - 109
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 大木正俊	4. 巻 459
2. 論文標題 同一労働同一賃金の肖像：用語・歴史・法理から	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 法学教室	6. 最初と最後の頁 42 - 49
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 大木正俊	4. 巻 691
2. 論文標題 非正規雇用の雇用保障法理および処遇格差是正法理の正当化根拠をめぐり一考察	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 日本労働研究雑誌	6. 最初と最後の頁 10-18
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

〔学会発表〕 計1件（うち招待講演 0件/うち国際学会 0件）

1. 発表者名 大木正俊
2. 発表標題 非正規雇用の雇用保障法理および処遇格差是正法理の正当化根拠をめぐり一考察
3. 学会等名 日本労使関係研究協会・2017年労働政策研究会議
4. 発表年 2017年

〔図書〕 計2件

1. 著者名 島田陽一 = 菊池馨実 = 竹内寿編	4. 発行年 2018年
2. 出版社 旬報社	5. 総ページ数 711
3. 書名 戦後労働立法史	

1. 著者名 日本労働法学会、島田陽一、土田道夫、水町勇一郎	4. 発行年 2017年
2. 出版社 日本評論社	5. 総ページ数 321
3. 書名 講座 労働法の再生 第6巻 労働法のフロンティア	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----